

第17章 中国に関するベトナムの認識と対応 ——「地理の暴虐」を超えて——

庄司 智孝

はじめに

本報告は、研究プロジェクト「諸外国の対中認識の動向と国際秩序の趨勢」におけるベトナムの対中認識と対応に関し、3年にわたる研究と議論の成果を総括し、論じるものである。筆者は2018年3月に第1回、翌19年3月に第2回の中間報告をそれぞれ提出した。第1回報告では、ベトナム・中国関係の規定要因について、先行研究を整理しつつ、1979年の中越戦争から1991年の関係正常化に至る1980年代の両国の関係を考察した。考察の結果、冷戦の終焉と重なる両国の関係正常化のプロセスにおいて、非対称性に基づくベトナムと中国の基本的な関係性が構築されたとの結論を得た。第2回報告は、ベトナムの対中認識と対応の分析枠組みを導出し、安全保障の局面として南シナ海問題への対応を、経済協力の諸様相として「一帯一路」構想への関わり方を論じた。分析の結果、中国への対応としてベトナムが用いてきた手法は、関与と牽制を併用する「両面戦略」であり、他国との協力に基づき安全保障での牽制効果を高める努力を払いつつ、中国との経済協力を慎重に進める姿勢を描出した。最終報告となる今回は、2回の中間報告を踏まえ、2019年の最新の動向を加味しつつ議論を総括し、今後を展望する。

本論で詳述するが、ベトナムの対中関係の規定要因の1つは「地理的な超近接性」、つまり地理的に中国と陸上と海上で隣り合っているという不変の事実である。これは、両国の非対称性も絡んで「地理の暴虐」(tyranny of geography)とも形容される¹。このためベトナムは、対中関係を扱う基本姿勢として、自国に自然に及んでくる中国の影響力を減殺するため、様々な措置と多面的なバランスを模索する。一方でベトナムは、そうした措置の限界、つまり絶対的な非対称性と近接性を完全に克服することには限界があり、いかに中国からの影響を低減できるかが課題であることを強く認識している。本報告はこうしたベトナムの基本姿勢を軸に、議論を展開する。

本報告は4節構成となっている。第1節は、ポスト冷戦期から現在に至るベトナムと中国の関係を概観する。第2節は、ベトナムの対中関係の現状を、2019年の動向を中心に考察する。第3節は、第1、2節の考察を基に、ベトナム・中国関係の規定要因を抽出する。そして第4節は、これまでの議論を総括し、ベトナムの対中関係の今後を展望する。

1. ベトナムと中国の関係の変遷——ポスト冷戦期から現在まで

1979年の中越戦争を直接の契機として、ベトナムと中国は1980年代を通じて敵対関係にあった。その後、1989年にベトナムがカンボジアから完全に撤兵したことをきっかけに両国の関係正常化協議は急速に進展し、1991年11月にベトナムと中国は関係正常化を宣言するに至った。両国の関係正常化過程は、次の3点において現在のベトナム・中国関係の基底を形成した。第1に、歴史的教訓である。関係正常化プロセスは、ベトナムが中国に協議を要請し、これに対して中国が、カンボジアからのベトナム人民軍無条件撤退という条件を課し、ベトナムがこの条件を受け入れる形で本格化した。このプロセスによりベ

トナムは、両国の絶対的に非対称な関係を前提に対中関係を構築すべきであって「中国との全面的な対立関係にあっては、小国ベトナムは、国内的にも国際的にも身動きのできない状態に置かれてしまい」、そのような状態はベトナムの国益上きわめて不利である、ということをつつ悟った²。この厳しい歴史の教訓は、以後ベトナムの対中関係についての絶対原則となった。

第2に、ベトナムと中国の間で冷戦期の「社会主義国同士の特別な兄弟関係」は終了し、両国は「一般的な国際関係における隣国関係」となった。1991年11月の関係正常化時、両国は11項目からなる共同声明を発表した。この声明は、以後のベトナム・中国関係の基本方針を端的に示していたが、そこには「ベトナムと中国は相互の主権・領土の一体性の尊重、相互不可侵、内政不干涉、平等互惠、平和共存の平和5原則に基づき、友好的かつ親密な隣人関係を発展させる」とあり、両国は社会主義イデオロギーが媒介しない関係の構築を進めることが明確となった³。また関係正常化直後、ソ連・東欧社会主義圏の政治変動を背景に、ベトナムは残存社会主義国間の連帯に基づく軍事同盟の形成を中国に求めた。しかし中国は、両国はもはや「同志ではあるが同盟ではない」としてベトナムの求めを退けた⁴。このように第2の基底要因も第1の要因と同様、中国側の意向を反映して形成されたものであった。

第3に、1991年の共同宣言には「両国は経済、貿易、科学技術、文化等の分野における2国間協力を推進することで一致した」とあり、両国関係において軍事・安全保障面より経済面での協力が強調されるようになった⁵。これはベトナムにとって、国内経済の立て直しを目的として国際的な貿易・経済協力の体制へ積極的に参入していくというドイモイ（刷新）の基本政策に合致していた。実際、関係正常化後にベトナム・中国間の貿易は陸上国境地帯での交易を中心に急増し、ベトナム経済にとっては消費財・軽工業品の供給国かつ原油の主要な輸出先としての中国の重要性が高まっていった⁶。また社会主義国が市場経済の導入によって経済発展を成功させるという意味での「先行モデルとしての中国」の有効性が、ベトナムの政治指導部に認識されていた⁷。

経済関係の発展を中心として、関係正常化後のベトナム・中国関係は比較的良好に推移したが、領土国境問題の（一部）解決も両国関係の安定化に寄与した。ベトナムと中国の間には当時、陸上国境の画定、トンキン湾の海上国境の画定、南シナ海におけるスプラトリー・パラセル両諸島を中心とする領有権の帰属という3つの領土国境問題が存在したが、陸上国境の画定に向けては、両国は足並みをそろえていた。まず関係正常化交渉の過程において、両国は他の問題にさきがけ、解決が最も容易と判断された陸上国境問題を討議することで合意した。両国は国境問題に関する専門家レベルの協議を1992年には開始し、翌93年には領土国境問題を解決するための基本原則に関する協定に調印した。その後陸上国境問題に焦点を当てた協議が行われ、1999年12月、両国は陸上国境協定の締結に至った⁸。

陸上国境交渉が大詰めを迎えつつあった1999年2月、レ・カ・フュー（Le Kha Phieu）共産党書記長が訪中し、ベトナムと中国の間で首脳会談が行われた。その際発表された共同宣言には、両国は「善隣友好、全面協力、長期安定、未来志向」のいわゆる「16文字の方針」に基づく関係構築・安定化を追求することが明記された。また同宣言は、両国が99年内に陸上国境協定を締結し、2000年までには海上国境問題を解決することで合意した旨明らかにした⁹。

その後、首脳間の合意に基づき、海上国境問題も大きく進展した。2000年9月にファン・ヴァン・カイ（Phan Van Khai）首相が訪中した際、カイ首相と朱鎔基首相は、同年末には海上国境協定を両国間で締結するよう努力する旨合意し、両国は海上国境問題の解決に向けた決意を再度表明した。その後交渉は実質的な進展をみせ、2000年12月末にチャン・ドゥック・ルオン（Tran Duc Luong）国家主席が訪中した際、海上国境と漁業に関する協定が締結された¹⁰。

残った南シナ海の領有権問題については、1992年に中国が同海域の島嶼に対する主権を明記する領海法を制定し、ベトナムの懸念は増大した。しかしベトナムは、東南アジア諸国連合（ASEAN）との連携を強めて多国間対話路線に同調し、2国間で問題が先鋭化することを回避した¹¹。その後中国は、経済発展のための安定的な国際環境の創出を目的としてASEANとの関係改善に動き、南シナ海については中国・ASEAN間の対話路線を受け入れた。そして2002年には問題の平和的解決を明記した「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」（DOC）が調印され、さらに2005年にはベトナム、中国、フィリピン間で同海域の石油資源探査の実施で合意するなど、南シナ海問題の平和的解決に向けた動きは軌道に乗ったかに見えた。

しかし、中国は2010年前後から国力の増大を背景として南シナ海の領有権を再び強く主張するようになり、時に実力行使を伴うその強硬姿勢に対し、ベトナムは対応に苦慮するようになった。中国の海上法執行機関の監視船がパラセル諸島付近で操業するベトナム漁船を拿捕する事案が相次いだほか、ベトナムの資源探査船のケーブルが、中国当局によって切断される事案が発生し、南シナ海はベトナムにとって深刻な安全保障上の問題と化した。ベトナムは当初、中国との合意（「海上問題の解決の基本指導原則に関する合意」）によって問題を管理しようとした。しかし、そうしたベトナムの目論見は、2014年のオイルリグ事案で覆された¹²。

事の発端は、2014年5月初め、パラセル諸島近海に中国が石油掘削装置（オイルリグ）を設置し、8月までの予定で掘削作業を開始したことにある。ベトナムは、これを中国によるパラセル支配の既成事実化の強化ととらえ、海上警察の船を現地に派遣して抗議する等、激しく反発し、抵抗した。事案はベトナム側の積極的な情報公開もあり、国際世論の関心を大きく喚起した。その後7月中旬、中国が「作業は終了した」としてオイルリグを撤収し、事態は収束したが、オイルリグ事案はベトナムに対し、対中関係を管理する自らの力の限界を知らしめた。それは、中国に対する政治的信頼を維持することは困難であり、中国との関係安定化に努力しても、ベトナムの主権や海洋権益に対する中国による一方的な侵害を防ぐことはできないとの理解をもたらした。事案後にベトナムは、米国、日本、インドといった国々との一層の協力強化と同時に、中国との関係回復と安定化の努力を続けるという、全方位の安全保障協力を維持強化した¹³。

経済面では、拡大する中国経済がベトナムに及ぼす影響力はきわめて大きく、ベトナムは中国の経済圏に取り込まれていった。同時に、ベトナムには中国との経済関係を自らの経済発展につなげようとする強いインセンティブが存在した。ただ貿易面において、対中貿易は慢性的にベトナム側の大幅な入超であることが問題となり、ここでは中国経済の拡大によってベトナム経済が裨益する^{ひえき}という単純な構図は成立しなかった。また2014年のオイルリグ事案の教訓として、中国に対する過度の経済的依存がベトナムに及ぼすマイナス

面が強く意識されるようになり、ベトナムは環太平洋パートナーシップ（TPP）への参加等、域内外の各国と経済協定を重層的に締結することにより、経済が安全保障に及ぼす「中国リスク」の低減に努めるようになった。

2. 対中関係の現状——「一带一路」と南シナ海

近年中国が強力に推進している「一带一路」は、アジアから欧州に至る広域経済圏構想であり、同構想に参加する関係各国へのインフラ整備支援に重点を置いている。「一带一路」構想の中で東南アジアは重点地域の1つであり、ASEAN各国も、中国の働きかけに積極的に呼応している。ASEAN各国は、中国との2国間ベースで各種インフラプロジェクトを次々と計画し、その一部は契約から実行に移されている。しかし、ASEAN加盟10カ国の中で、ベトナムのみが異彩を放っている。ベトナムは、ASEANの他の国々同様、「一带一路」を支持し、構想への参加を表明している。ただ、他の国々と異なりベトナムは、中国の財政支援を受けて大規模なインフラ開発プロジェクトを具体的に実施することには、きわめて慎重な姿勢を貫いている。

「一带一路」構想に対するベトナムの公式の反応は、2015年11月、習近平国家主席のベトナム訪問の際に両国が発表した共同宣言の文面にある。同宣言は「両国間の発展戦略の連結性を強化し、『2つの回廊と一帯』の枠組みと『一带一路』構想の連結を強化する」と述べた¹⁴。「2つの回廊と一帯」（hai hành lang, một vành đai）とは、2003年に中国から提案された、2国間の経済協力を促進する枠組みである。より具体的には、中国の昆明から中越国境にあるラオカイを通り、ベトナムの首都ハノイと港湾都市ハイフォンを経て世界遺産であるハロン湾のあるクアンニン省に至るルートと、同じく南寧・ランソン・ハノイ・ハイフォン・クアンニンのルートが「2つの回廊」であり、「一帯」は中国南端からハイフォンに至るトンキン湾海域を指す。「2つの回廊と一帯」の枠組みは、これら3つのルートや海域の連結性を強化、すなわち輸送インフラを整備することにより、中国南部とベトナム北部にまたがる一帯の経済発展を図る計画である¹⁵。またベトナムは、中国が主導し、「一带一路」構想の財政的礎の1つとみなされるアジアインフラ投資銀行（AIIB）へ、2015年末の設立時に加盟した。

その後両国は、2016年9月のグエン・スアン・フック（Nguyen Xuan Phuc）首相訪中時の共同宣言においても、両国間の投資協力と発展戦略の連結を推進するとして「『2つの回廊と一帯』の枠組みと『一带一路』構想を連結する各種の協力計画を積極的に検討し、推進する」と言及し、2国間の枠組みである「2つの回廊と一帯」を、中国の提唱する広域経済圏構想である「一带一路」に組み入れることを再確認した¹⁶。そして2017年11月、習近平国家主席が再びベトナムを訪問した際に発表された共同宣言は次のように述べ、ベトナムが「一带一路」構想を支持する姿勢をより明確にした。

ベトナムは、互恵的な協力を推進し、各国経済と地域を連結し、地域と世界の平和、安定と繁栄に貢献する「一带一路」構想の推進を歓迎し、支持する。「2つの回廊と一帯」と「一带一路」の連結に関して締結された協力文書を中国とともに実行し、優先分野、重点項目、両国の利益、能力、条件に適合した具体的な協力案を早期に確認する。政策、インフラ、貿易、資本、人材を組み合わせ、両国間の全面的な戦略協力関係能力を高

める条件を創出する¹⁷。

ベトナムと中国はこのように、両国共同の公式文書で「一帯一路」構想に繰り返し言及している。その意味で、ベトナムは「一帯一路」を公式に支持し、参加を表明してきた。しかし実際には、他のASEAN諸国のように、中国の支援を受けて大規模なインフラプロジェクトがベトナムで行われた実績は、現在までのところない。つまりベトナムは、「一帯一路」に対して一般的かつ政治的な支持を表明するものの、具体的なプロジェクトを実施することには極めて消極的であるといえる。

2017年5月に北京で開催された第1回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムには、ASEAN各国から首脳レベルが参加し、ベトナムからはチャン・ダイ・クアン（Tran Dai Quang）国家主席が参加した。クアン主席は演説の中で、平和と協力、開放性と包括性、相互学習と互惠の精神に基づく「一帯一路」構想をベトナムは歓迎するとしつつも、「一帯一路」の枠組みにおける協力に関し3つの留保条件を示した。それらは第1に、「一帯一路」における協力は国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と整合的であること、第2にプロジェクトは経済効果、負債の影響、財政の健全性を適切に評価して実施されること、第3に各国間の協力は同意、平等、自発性、透明性、開放性、相互尊重、互惠の精神に基づき国連憲章と国際法に則したものであること、であった¹⁸。クアンの演説に表れたようにベトナムは、「一帯一路」関連のプロジェクトがもたらす恐れのある「債務の罠」に陥ることを警戒し、自国を含む中小国が中国の経済パワーに翻弄されることのないよう、構想が国際的な規範の枠組みに基づくものであるよう、暗に求めた。

前項で述べた「2つの回廊と一帯」に関し、中国南部の巨大な経済圏とベトナム北部の連結性が強化され、両地域の経済関係が緊密化し活性化することは、経済的な観点からはベトナムの利益となろう。しかし、戦略的な観点からは、この計画にはベトナムにとって深刻なジレンマがある。中国南部の都市とベトナムの首都ハノイを結ぶ交通インフラが整備され、両都市間の往来が容易になることは、中国との関係がもし悪化した場合、首都の安全保障面での脆弱性が高まることになる。また中国との関係悪化を回避できた場合でも、中国南部からベトナムの首都へのアクセスが容易になることは、ベトナムの対中抑止レバレッジを低下させるおそれがある。ベトナムは歴史的教訓に従い、中国と全面的に対立する事態を全力で回避しようとするだろうが、南シナ海問題の深刻化と、それによる両国関係の悪化の可能性は完全には払しょくできない。

ベトナムの政治安全保障の専門家であるレ・ホン・ヒエップ（Le Hong Hiep）によると、南シナ海における中国との緊張が続く中、特に2014年のオイルリグ事案によってベトナムの中国に対する政治的信頼が著しく低下して以後、ベトナムは中国に対する経済的依存が深まることに一層警戒的となった。そのためベトナムは、自国のインフラ整備に対する他国からの支援に関し、中国への依存度が高まることのないよう、日本をはじめとする他の選択肢を重視している。ここには、特に南シナ海においてベトナムの戦略利益を損ねることがないよう、中国に対する政治的・外交的レバレッジを確保しようとするねらいがある¹⁹。

ただベトナムも、他のASEAN諸国同様、国内のインフラ整備に多額の資金を必要としていることには変わりはない。G20によって設立されたシンクタンク「グローバル・インフラ・ハブ」の研究によると、ベトナムは2016年から2040年の間に6,050億ドルのインフラ整

備資金を必要とするが、現在の推計では手当が可能な額は5,030億ドルにとどまっている。1,020億ドルという巨額の差額を埋めるにあたり、「一帯一路」構想は有力な選択肢の1つとなりうる²⁰。

またベトナムは、対外関係の礎としてのASEANを非常に重視している。ASEANの集団性を自国の外交力強化に結び付けたいベトナムにとって、ASEAN内での協調は必要不可欠である。そうした意味で、ベトナムはASEAN各国の対外面での動きに留意し、自分だけが他の国々と異なる行動をとらないよう注意を払う傾向がある。ベトナムがAIIBに設立当初から参加したことも、この点から解釈できる。ベトナムのAIIB加盟は、自国のインフラ整備資金を手当てするより多くの選択肢を求めるという考慮ももちろんあったであろうが、むしろASEAN加盟国として他国との並びを考えて参加したという意味合いが強い。実際、現在までのところ、AIIBの対ベトナム融資実績はなく、ベトナムがAIIBに対して融資を積極的に働きかける様子もない²¹。

2019年に入っても、「一帯一路」に対するベトナムの消極姿勢は続いている。同年4月に開催された第2回「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムへはフック首相が出席した。フック首相は李克強首相との会談において「平和的な協力、平等と互惠、相互尊重、国際法規との適合、共通の発展と繁栄への貢献といった諸原則を含む『一帯一路』構想の展開を歓迎し、支持する」と第1回フォーラムにおけるクアン主席の演説に通じる一般的支持を表明した。しかし、例えばフィリピンのドゥテルテ大統領が今回の訪中に際して計120億ドルにも達する商取引で中国と合意したのとは対照的に、ベトナムは中国との間で経済技術協力や文化交流に関する3つの協定に署名したのみであった²²。

「一帯一路」に包摂された「2つの回廊と一帯」に関連するプロジェクトもほとんど進展していない。数少ない例の1つとして2019年3月、トンキン湾岸で中国の東興市とベトナムのモンカイ市をつなぐ橋が開通したが、これとて中国側が「一帯一路」構想の一環として声高に宣伝するものの、ベトナム側ではほとんど報道されていない²³。ベトナム側はむしろ、中国とのプロジェクトが「一帯一路」構想の宣伝に用いられることを恐れているかのようである。

最近では、米中貿易戦争の影響がベトナム経済に及んでいる。2018年に2大国の貿易をめぐる争いが激化して以来、中国からベトナムへの民間投資と中国からの生産移転が急増している。2019年第1四半期の外国直接投資は前年比80%増と高い伸びを示し、うち中国からが投資額の第1位であった。投資や貿易の活発化と雇用増によってベトナム経済は好調だが、ベトナム国内の全般的な論調としては、中国からの投資の急増をむしろ不安視している。その理由は第1に、対中貿易赤字の拡大や環境への悪影響を含め、ベトナムにおける中国の経済プレゼンスが急速に高まることへの不安感がある。そして第2に、中国製品の対米輸出の迂回経路としてベトナムが使われているとして、米国が対ベトナム批判を強め、制裁の対象にする可能性すらあるためである²⁴。中国と隣接するという地理的条件は変えようがなく、中国の経済的影響力の拡大を制御しようとするベトナムの努力には限界があることが、ここでも露呈している。

南シナ海に関しては、ベトナムと中国の間で緊張が続いている。2019年7月初旬から中旬にかけて、中国の資源探査船が、ベトナムの管理下にあるスプラトリー諸島のバンガード礁近海で活動を行った。これに対しベトナムは、中国の活動は自国のEEZ内における不

法活動として反発し、海上警察の監視船を現地に急行させ、中国当局の船と対峙する事態となった²⁵。中国の目的は、ベトナムがロシアとの間で進める同海域でのガス田開発を中止させることである。そのため中国は、ベトナムに対して散発的に圧力をかけており、9月にも同海域へ資源探査船を送り込んだ²⁶。ベトナム側は、中国の行動を2014年のオイルリグ事案の再来とみなしており、強く警戒している。

3. 対中関係の規定要因

第1、2節の分析を総括する観点から、当節ではベトナムの対中関係の5つの規定要因を指摘したい。第1に、前述の通り、地理的要因である。ベトナムは、中国南部に隣接するという「地理的な超近接性」の条件下、中国との間に海の領有権問題を抱え、一方で歴史的に中国と複雑かつ密接な関係を持ちながらも現在政治・経済・安全保障の各分野で中国と緊密な関係にある。「地理の暴虐」下にあるベトナムは、北方の巨大な隣人から及んでくるさまざまな影響をどのようにコントロールするかに、いつも頭を悩ませている。

第2に、国力の非対称性（asymmetry）である。ポスト冷戦期を含む包括的な中越関係研究の代表作としてブランドリー・ウォーマック（Brantly Womack）の著作があげられるが、ウォーマックは「非対称関係」を分析概念として、古代から現代に至る両国関係の長期的な分析を行った。考察の結果ウォーマックは、ポスト冷戦期に中国とベトナムは「成熟した非対称関係」（mature asymmetry）を確立したと結論づけている²⁷。成熟した非対称関係は安定的とウォーマックは論じるが、ベトナム目線では、中国との安定的な関係を保つことは自明でも容易でもない。

第3に、中国と共通の政治システムを有する点である。ベトナムと中国は共に、冷戦終焉の引き金となったソ連・東欧社会主義国の政治変動の時期を乗り越え、市場経済システムを導入して経済成長を実現すると共に政治的自由を制限するという困難なバランスを保ちながら、共産党一党独裁体制を死守している。両国には政府間関係と並行して「党間関係」ともいべき共産党同士の独自のパイプがあり、両国関係の安定装置の役割を果たしている。またベトナムの政治指導部は、中国の体制維持を自国の政治システムの安定性と関連付け、北方の巨大な隣国が政治的に共産党の指導下にあり続けることに安堵している面もある。

しかし、ベトナムの政治指導部は現在、この国特有のナショナリズムの管理という難題を抱えている。ベトナムのナショナリズムは反中感情と深く結びついており、特に近年では南シナ海における中国との緊張を背景に、何らかの事案の生起によってナショナリズムの問題がたびたび表面化するようになってきている。この問題は、2018年には経済特区（đặc khu）をめぐる混乱として表面化した。2018年6月、国会で審議中だった経済特区法案をめぐる問題が発生した。同法案には、政府が特に指定する3か所の重点経済特区において、外国企業が土地を最長99年貸借可能とする条文があった。これが「中国（企業）にベトナムの土地を乗っ取られる」との憶測を呼び、国会内で激しい反対に直面したほか、ベトナム各地で反経済特区法・反中デモを引き起こした。国会内外での激しい反発に直面した政府は、法案を当座取り下げ、国会も法案審議の停止を決議した。フック首相は、今後再度法案を提出する場合でも、99年という超長期の貸出に関する条文を削除すると述べ、事態の沈静化を図ろうとした²⁸。

法案には、中国に対する特段の言及はなかった。しかし「99年の貸出」は、スリランカのハンバントタ港をめぐる問題を想起させることから、南シナ海で中国の海洋進出に直面するベトナムの人々の反中感情と領土主権をめぐるナショナリズムを刺激したと考えられる。経済特区法案をめぐる混乱は、経済と安全保障のバランスをめぐる対中関係の管理に関し、ベトナムの政治指導部が中国との国家間関係のみならず、「内側からの」人々の反中を中軸とするナショナリズムの管理という難題をも抱えていることを示した。ナショナリズムの管理は、共産党一党独裁を続けるベトナムの政治的安定性に直結する点からも、政治指導部にとって死活的に重要な問題となっている。この意味で、ベトナムの政治指導部にとって、中国の存在は自らの政治システムの持続を揺るがしかねない側面を持っている。

第4に、南シナ海の領有権問題である。前節で論じた通り、中国の台頭を背景にした同問題の再燃により、ベトナムの安全保障は視界不良となっている。そして第5に、経済発展の追求である。これは第3の政治体制の維持にも深く結びついている。ベトナム経済は、中国经济と分離不可能であり、ベトナムは中国から経済的に裨益する面が多々ある一方、中国の巨大な経済パワーに翻弄されてもいる。

4. 対中関係の短期・中期的展望——最新の国防白書に寄せて

対中関係に関し、ベトナムが今後短期的・中期的にとると考えられるアプローチに関し、最新の国防白書の記述が大いに参考になる。2019年11月25日、ベトナム国防省は最新の国防白書『ベトナムの国防2019』を発表した。ベトナムはこれまで1998年、2004年、2009年と3回にわたり国防白書を発刊してきたが、今回は前回から10年もの間を置いて発刊された。ここまで発刊が延びた理由について、当局は特に明らかにはしていないが、2010年頃を境に南シナ海における中国との緊張が高まるなか、ベトナムとしてこの問題を安全保障認識や国防政策の中にどのように位置づけ、対外的に明らかにするかについて、国防省内、ひいては政府や共産党を含めた政治指導部内での意見集約と調整に多くの時間を費やしたのではないかと考えられる。

国防白書は、ベトナムの地域安全保障に関する認識について、次のように述べている。

アジア太平洋地域は、躍動的な経済発展の中心地であり続け、地経学的、地政学的、戦略的にますます重要な位置を占めるようになってきている。近年この地域では「自由で開かれたインド太平洋」、「一帯一路」構想、「アクト・イースト」政策が多くの国々の関心を集めている。しかし、この地域は依然として、大国が激しい影響力競争を展開する場所であり、潜在的に多くの不安定要因が存在する²⁹。

ベトナムは、「一帯一路」構想と並んで、日米の推進する「自由で開かれたインド太平洋」やインドの「アクト・イースト」政策を並列している。大国間競争が激化するなか、ベトナムはいずれか1つのビジョンに与することなく、各種ビジョンの間で精妙なバランスを保とうとしている。

南シナ海について同白書は、次のように説明している。

南シナ海の最近の情勢として、いくつかの前向きな変化はあるものの、不安定性、緊張の要因が依然として存在し、複雑な変化がベトナムの主権と領土の防衛、平和と安定の維持にとって新たな問題を提起している。南シナ海における新たな変化、特に力による、国際法によらない一方的な活動、つまり軍事化を進め、現状を変更し、国際法に基づくベトナムの主権、主権に準ずる権利、管轄権を侵害する行動は、関係国の利益に影響を及ぼし、地域の平和、安定、航行の安全を脅かしている。さらに、大国間の戦略的競争はますます激しくなり、南シナ海は時に「ホットスポット」になり、軍事衝突のリスクさえある³⁰。

ここでは名指しこそしないものの、中国による島嶼の軍事化その他の活動を強く批判し、米中対立の焦点の1つとして南シナ海情勢が悪化することに対するベトナムの強い警戒心と危機感が表れている。こうした情勢認識に基づき、ベトナムがとるべき国防政策とは何か。白書は次のように論じ、問題の平和的解決を主張している。

ベトナムは、パラセル諸島とスプラトリー諸島に対する主権、南シナ海の排他的経済水域および大陸棚に対する権利を証明するのに十分かつ明白な歴史のおよび法的証拠を有する。ベトナムは国際法に従い、領海に対する主権、主権に準ずる権利、および管轄権を断固として堅持する。ベトナムは、ベトナム・中国間の「海上問題の解決の基本指導原則に関する合意」を順守し、ASEAN 諸国とともに全面的かつ効果的なDOCの実施を継続し、中国との行動規範(COC)早期締結に努力する。海でのトラブルをうまくコントロールし、事態を複雑化し、紛争を拡大する行動を慎み、南シナ海の平和と安定を維持する³¹。

ベトナムは、10年かけて、その間に南シナ海をめぐる情勢が大きく悪化するなか、自らの取るべき方策として上記の結論を出した。ベトナムは、好戦的な態度や蛮勇を厳に慎み、中国の軍事的台頭や米中対立の激化が自らの安全保障にもたらす意味をよく理解しつつも、自らの立ち位置を見極め、状況の好転、ひいては問題の解決には長い時間をかけた平和的手段しかない、との結論を出したのである。

国防政策を含むベトナムの南シナ海政策の基本方針は、「4つのNo」の指針にも反映された。ベトナムは従来、自らの国防政策の基本方針として「3つのNo」を提唱していた。「3つのNo」とは、同盟関係を結ばない、外国軍の基地をベトナムに置かない、2国間の紛争に第3国の介入を求めない、であった。「3つのNo」は、南シナ海問題の再燃を背景に、ベトナムが米国との安全保障協力に本格的に乗り出した2010年、グエン・チー・ヴィン(Nguyen Chi Vinh)国防次官が訪中時の記者会見で明らかにした方針であった。ベトナムは米国との協力を進める際、自らに制約を課して基本方針として定め、中国を含む国際社会に示した。そこには、中国を過度に刺激することなく牽制する、ベトナムのバランス感覚が表れていた。

今回、新たに「第4のNo」として「他国との関係において武力の使用や威嚇を行わない」が付加され、ベトナムは「3つのNo」を「4つのNo」に拡大した³²。4つ目の「No」は再度、南シナ海問題を解決するにあたってのベトナムの基本方針(軍事的対応によらない解

決) を、特に中国に対して示したと解釈できる。

しかし、「4つのNo」には1つの留保条件が付く。その条件とは次の通りである。

状況や具体的な条件の変化に応じて、ベトナムは、他国と必要かつ適切な国防軍事協力関係を発展させる。それは互いの独立、主権、領土の統一と一体性の尊重、国際法の基本原則、互恵的協力、地域と国際社会に共通の利益、といった諸原則に基づく³³。

このようにベトナムは、国防に関連する問題について平和的な解決を強調する一方、領土領海の問題では決して妥協することはなく、最後の手段としてより進んだ軍事協力を示唆している。しかし、これはあくまでも最終手段という位置づけである。

むすび

本報告は、中国に関するベトナムの認識と対応につき、ポスト冷戦期からのベトナム・中国関係の変遷をたどって考察した。ベトナムの対中関係を規定する大きな要因の1つは「地理的な超近接性」であり、ここに両国の非対称性が加味され「地理の暴虐」という事態が生じる。ベトナムは、対中関係を扱う基本姿勢として、自国に対する中国の影響力を減殺するための様々な措置と多面的なバランスを模索してきた。その際、政治（共産党一党独裁体制というシステムの共通性）、安全保障（南シナ海の領有権をめぐる緊張）、経済（「一帯一路」構想への関与）の諸課題が絡み合い、ベトナムの対中対応は複雑な様相を呈してきた。こうしたベトナムの対応は、短期的・中期的にも継続するであろう。

ベトナムが対中関係を扱うにあたって、対外関係の重要な礎と位置付けてきたのがASEANである。2020年、ベトナムはASEAN議長国となる。ベトナムは、中国をめぐるASEANの諸課題につき、自国のそれを勘案しつつ、ASEANと自ら双方にとって少しでも有利な形で問題の解決を図れるよう、議論をリードすることに努めるであろう。

— 注 —

- 1 Carlyle A. Thayer, “The Tyranny of Geography: Vietnamese Strategies to Constrain China in the South China Sea,” *Contemporary Southeast Asia*, vol. 33, no. 3 (December 2011), p. 349.
- 2 古田元夫『ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ 増補新装版』、東京大学出版会、2015年、261頁。
- 3 “Thông cáo chung Việt Nam-Trung Quốc năm 1991.”
- 4 Carlyle A. Thayer, “Sino-Vietnamese Relations: The Interplay of Ideology and National Interest,” *Asian Survey*, vol. 34, no. 6 (June 1994), p. 523.
- 5 “Thông cáo chung Việt Nam-Trung Quốc năm 1991.”
- 6 Brantly Womack, *China and Vietnam: The Politics of Asymmetry* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), p. 229.
- 7 Henry J. Kenny, *Shadow of the Dragon: Vietnam's Continuing Struggle with China and the Implications for U.S. Foreign Policy* (Washington D.C.: Brassey's, 2002), pp. 89-90.
- 8 庄司智孝「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」『防衛研究所紀要』第8巻第3号、2006年3月、56-57頁。
- 9 “Tuyên bố chung Việt Nam-Trung Quốc năm 1999.”
- 10 庄司「ベトナム・中国間の国境線画定・領土問題」、61頁。

- 11 Thayer, “Sino-Vietnamese Relations”, pp. 525-527.
- 12 庄司智孝「ベトナムの安全保障——『3つのNo』の論理と実践」『国際政治』第189号（2017年10月）、154頁。
- 13 同上、156-158頁。
- 14 “Toàn văn Tuyên bố chung Việt Nam – Trung Quốc,” *Tuổi trẻ*, ngày 6-11-2015.
- 15 Le Hong Hiep, “The Belt and Road Initiative in Vietnam: Challenges and Prospects,” *Perspective* (ISEAS Yusof Ishak Institute, Singapore) March 29, 2018, p. 3.
- 16 Hoàng Đan, “Toàn văn tuyên bố chung Việt Nam – Trung Quốc,” *Soha*, ngày 14-9-2016.
- 17 “Tuyên bố chung Việt Nam – Trung Quốc,” *Nhân dân*, ngày 14-11-2017.
- 18 “Phát biểu của Chủ tịch nước tại Diễn đàn ‘Vành đai và Con đường’,” *VietNamNet*, ngày 16-5-2017.
- 19 Hiep, “The Belt and Road Initiative in Vietnam,” pp. 3-4.
- 20 Wilfred Tan Kwang Shean, “Challenges for the Belt and Road Initiative in Vietnam,” *The ASEAN Post*, May 2, 2018.
- 21 渡辺紫乃「中国の国内情勢と対外政策の因果分析⑨ アジアインフラ投資銀行の役割」『China Report』Vol. 38, 日本国際問題研究所、2019年7月16日。
- 22 “Thủ tướng Nguyễn Xuân Phúc dự Diễn đàn cấp cao hợp tác quốc tế ‘Vành đai và Con Đường’ tại Trung Quốc,” *Nhân dân*, ngày 27-4-2019.
- 23 “China, Vietnam open new cross-border bridge,” *Xinhuanet*, March 19, 2019.
- 24 Vu Dung, “Chinese FDI Rise Worrying,” *Saigon Times Weekly*, May 25, 2019.
- 25 Bộ Ngoại giao “Phát biểu của Người phát ngôn Bộ Ngoại giao Lê Thị Thu Hằng liên quan đến diễn biến gần đây ở Biển Đông,” ngày 16-7-2019.
- 26 Bộ Ngoại giao “Phát biểu của Người phát ngôn Bộ Ngoại giao Lê Thị Thu Hằng về việc cập nhật thông tin về tàu khảo sát địa chấn Hải Dương 8 của Trung Quốc trong vùng đặc quyền kinh tế của Việt Nam,” ngày 12-9-2019.
- 27 Womack, *China and Vietnam*, pp. 235-237.
- 28 Thiên Hạ Luận, “Luật Đặc Khu và dấu hiệu dân hết... ‘thuần’,” *VOA Tiếng Việt*, ngày 8-6-2018.
- 29 Bộ Quốc phòng, Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam, *Quốc phòng Việt Nam 2019*, Hà Nội: Nhà Xuất bản Chính trị Quốc gia, tr. 13.
- 30 *Ibid.*, tr. 20.
- 31 *Ibid.*, tr. 32.
- 32 *Ibid.*, tr. 25.
- 33 *Ibid.*

